

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	187
○農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課、経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦略課、農産課)	188
○緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課)	192
○京都府漁港関係事業費補助金交付要綱の一部改正 (水産課)	〃
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	193
○豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (〃)	194
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、南丹土木事務所、丹後土木事務所)	196
○道路の供用開始 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	197
○公共井戸検査基準の一部改正 (公営企画課)	198
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (水環境対策課)	〃
○港湾施設の供用開始及び能力変更並びに供用廃止 (港湾企画課)	〃

公 告	
○私立学校の設置認可 (文教課)	199
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	〃
○土地改良事業の施行認可 (農村振興課)	〃
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市計画区域区分の変更案を作成するための公聴会の開催 (都市計画課)	200
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	203

教育委員会

○京都府暫定登録文化財の登録	〃
○京都府指定有形文化財の指定等	205
○京都府指定有形文化財の指定の解除	207
○京都府登録有形文化財の登録の取消し	〃
○京都府暫定登録有形文化財の登録の取消し	〃

選挙管理委員会

○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	208
○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正	〃

海区漁業調整委員会

○火光利用釣漁法の制限の指示	209
○油餌釣漁法及びはえなわ漁業の制限の指示	210

告 示

京都府告示第139号

京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府自殺対策事業補助金交付要綱(平成21年京都府告示第588号)の一部を次のように改正する。

別表中「(10)まで及び(12)」を「(12)まで」に、「6分の5」を「3分の2」に、「ウ 実施要綱の3の(11)に規定する事業 3分の2」を「ウ その他の強化事業 10分の10」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、この告示による改正後の京都府自殺対策事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

京都府告示第140号

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の23の項中

4 住宅改修支援事業	2分の1以内。ただし、1箇所当たりの補助額は、62万5,000円以内
------------	------------------------------------

を

4 住宅改修支援事業	2分の1以内。ただし、1箇所当たりの補助額は、62万5,000円以内
5 農業施設等導入支援事業	10分の3以内

に改め、同表の28の項中

3 経営転換協力金交付事業	を	3 機構集積協力金推進事業	に改め、同表の29の項中「農地中間管理機構事
4 農地整備・集約協力金交付事業			
5 機構集積協力金推進事業			

業」を「農地集積・集約化等対策事業」に、

3 農地売買等支援事業		
-------------	--	--

を

3 遊休農地解消緊急対策事業		
4 農地売買等支援事業		

に、「3まで」を「4まで」

に改め、同表中30の項及び31の項を削り、32の項を30の項とし、33の項から39の項までを31の項から37の項までとし、同表の40の項中「215万円」を「220万円」に改め、同表中同項を38の項とし、41の項から43の項までを39の項から41の項までとし、同表中44の項を削り、45の項を42の項とし、46の項から49の項までを43の項から46の項までとし、同表の

50の項中

1 パイプハウス整備事業に要する経費	10分の4.5（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域を含む市町村（京都市を除く。以下「特定市町村」という。）で実施する場合にあつては、10分の5）以内
(1) 京都ブランド産地形成型（府統一推進品目及びブランド認証品目）	
(2) 京都ブランド産地形成型（その他の対象品目）	
(3) 担い手規模拡大型	10分の4（特定市町村で実施する場合にあつては、10分の4.5）以内
2 生産・流通改善条件整備事業に要する経費	10分の4（特定市町村で実施する場合にあつては、10分の4.5）以内。ただし、消費宣伝用物品及び商品開発の取組については、上限20万円

を

1 パイプハウス整備事業に要する経費	
(1) パイプハウス整備事業 (府重点推進品目及びブランド認証品目)	10分の4.5（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された特定農山村地域を含む市町村（京都市を除く。以下「特定市町村」という。）で実施する場合にあつては、10分の5）以内
(2) パイプハウス整備事業 (その他の対象品目)	10分の4（特定市町村で実施する場合にあつては、10分の4.5）以内
2 生産・流通改善条件整備事業に要する経費	10分の4（特定市町村で実施する場合にあつては、10分の4.5）以内

に改め、同表中同項を47の項とし、51の項から53の項

までを48の項から50の項までとし、同表の54の項中

- 2 一般社団法人京都府農業会議が行う企業連携人材確保事業に要する経費
- 3 農業法人又は農業者等が組織する団体が行う100ha農場づくり準備事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費
 - (1) 新規作物導入推進事業
 - (2) 収益力強化整備事業
 - (3) 農業経営法人化等支援事業
- 4 事業者等が行う広域的農地（100ha）管理体制構築事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費

を

- 2 農業法人又は農業者等が組織する団体が行う100ha農場づくり準備事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費
 - (1) 新規作物導入推進事業
 - (2) 収益力強化整備事業
 - (3) 農業経営法人化等支援事業
- 3 事業者等が行う広域的農地（100ha）管理体制構築事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費

に改め、同

表中同項を51の項とし、55の項を52の項とし、56の項を53の項とし、同表の57の項中

市町村 農業協同組合 土地改良区 地域協議会 (市町村等を 構成員とする 地域の団体で あつて、知事 が別に定める ものをいう。 以下同じ。) 農地中間管理 機構	1 農地等活用推進事業に要する経費 (1) 農地等利用推進事業 (2) 農地等利用整備事業	知事が必要と認める額 2分の1以内(中山間地域は10分の5.5以内)。ただし、補助額は知事が別に定める額以内	事業費総額の 2割を超える 増減
	2 低コスト土地利用支援事業に要する経費 (1) 粗放的農地利用事業 ア 粗放的利用推進事業 イ 粗放的利用整備事業 (2) 生産性検証事業	知事が必要と認める額 2分の1以内(中山間地域は10分の5.5以内)。ただし、補助額は知事が別に定める額以内 知事が必要と認める額	

を

市町村 農業委員会 農業協同組合 土地改良区 地域協議会 (市町村等を 構成員とする 地域の団体で あつて、知事 が別に定める ものをいう。 以下同じ。) 地域運営組織 (地域住民が 中心となって 組織する団体 であつて、知 事が別に定め るものをいう。) 農地中間管理 機構	最適土地利用総合事業に要する経費 1 最適土地利用推進事業 2 最適土地利用整備事業	知事が必要と認める額 2分の1以内(中山間地域は10分の5.5以内)。ただし、補助額は知事が別に定める額以内	事業費総額の 3割を超える 増減
--	--	---	------------------------

に改め、同表中同項を54の項とし、

58の項から62の項までを55の項から59の項までとし、同表に次のように加える。

60	市町村	農業生産基盤強化対策事業に要する経費	知事が必要と認める額	事業費総額の増又は3割を超える減	1 成果目標の変更 2 助成対象者の変更 3 助成対象者の事業内容の新設 4 就農希望者の変更
----	-----	--------------------	------------	------------------	--

第3条に次の1項を加える。

- 3 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費

税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第5条に次の1項を加える。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の実績報告を行うに当たつて、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

京都府知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者氏名

年度農業振興事業に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に係る 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、農業振興事業費補助金交付要綱第6条の規定により、報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金額 | 円 | |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る既補助金返還額(又は報告額) | | 円 |
| 4 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | 円 |
| 5 | 補助金返還相当額(4-3-2) | | 円 |

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、この告示による改正後の農業振興事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。



京都府告示第141号

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とする。

附則第2項中「別表の8の項」を「別表の3の項」に改める。

別表の3の項から7の項までを削り、同表の8の項中

有害鳥獣捕獲の担い手育成事業 (1) 有害鳥獣捕獲猟具整備事業 (2) 狩猟事故共済等加入支援事業	市町村	新規有害鳥獣捕獲員が有害鳥獣捕獲に使用する銃器の購入に要する経費 有害鳥獣捕獲員の狩猟事故共済等への加入に要する経費	事業費の2分の1以内	事業費の2割を超える増減	事業量の2割を超える増減	を
有害鳥獣捕獲の担い手育成事業（有害鳥獣捕獲猟具整備事業）	市町村	新規有害鳥獣捕獲員が有害鳥獣捕獲に使用する銃器の購入に要する経費	事業費の2分の1以内	事業費の2割を超える増減	事業量の2割を超える増減	に改め、同

項を同表の3の項とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

京都府告示第142号

京都府漁港関係事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第664号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第2第2項第2号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「のうち」を「(以下「漁港施設」という。)のうち」に改め、同項第3号中「漁港区域」を「漁港の区域」に改め、同項第4号中「漁港

漁場整備法第3条に規定する」を削り、同項第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「の背後」を「(以下単に「漁港」という。)の背後」に改め、同項第8号中「漁港漁場整備法第6条の規定により指定された漁港区域」を「漁港の区域」に改め、同項第9号及び第10号中「漁港漁場整備法第6条の規定により指定された」を削る。

京都府告示第143号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「特定森林再生事業」を「特定機能回復事業」に、「被害森林整備又は」を「被害森林整備、」に、「の事業」を「又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）の事業」に改める。

別表森林環境保全整備事業の項中「特定森林再生事業」を「特定機能回復事業」に、「経営管理権に」を「経営管理権（以下「経営管理権」という。）に」に、

保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理に要する経費	補助対象事業費の10分の7	次のいずれかに該当するもの（(5)に該当するものにあつては、当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） (1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等 (4) 森林所有者の団体 (5) 森林経営計画策定者 (6) 民間事業者

を

林相転換特別対策（特定スギ人工林）	一貫作業		標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ及び植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行し、又は連続して行うものに要する経費	次のいずれかに該当する者（次の(2)から(5)までのいずれかに該当する者にあつては、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結したものであつてそれぞれ自ら所有する森林以外の森林において事業を実施するものに限る。） (1) 市町村（当該市町村が所有する森林以外の森林において事業を実施する市町村にあつては、森林所有者と協定を締結して事業を実施する市町村又は経営管理権の設定を受けて事業を実施する市町村に限る。） (2) 森林整備法人等 (3) 森林組合等 (4) 特定非営利活動法人等 (5) 民間事業者	
	下刈り		植栽により更新した2齢級以下（植栽により複層林となる場合等にあつては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林にあつては、下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費		
	附帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	施設等整備		健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費
			施設改良		既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良に要する経費
	林内作業場及び林内灌水施設整備		森林造成・整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内灌水施設の整備に要する経費		
林床保全整備		造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕耘、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等に要する経費			

森林作業道整備		森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費		
保全 松林 緊急 保護 整備	保全 松林 健全 化 整備	衛生伐 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却並びに薬剤処理に要する経費	補助対象事業費の10分の7	次のいずれかに該当するもの（(5)に該当するものにあつては、当該森林経営計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） (1) 市町村 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等 (4) 森林所有者の団体 (5) 森林経営計画策定者 (6) 民間事業者

に改め、同表の森林災害対策事業の項中「(昭和37年法律第150号)」を削る。

附 則

この告示は、令和6年3月29日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。



京都府告示第144号

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項中

2 豊かな森づくり総合対策事業 (1) 次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）	伐採跡地その他の知事が別に定める土地における樹木の植栽並びに当該植栽された樹木のための鳥獣害防止施設の設置及び下刈りに要する経費	補助対象経費に100分の15を乗じて得た額以内の額
---	--	---------------------------

を

2 豊かな森づくり総合対策事業 (1) 次世代につなぐ森づくり事業（京の木生産の森再生事業）	伐採跡地その他の知事が別に定める土地において行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 樹木の植栽並びに当該植栽された樹木のための鳥獣害防止施設の設置及び下刈り (2) 知事が別に定める鳥獣害防止施設の修繕	補助対象経費に100分の15を乗じて得た額以内の額 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額
---	---	---

に改め、同表の3の項中「100分の15)」を「100分の15。(1)において「基本補助率」という。)（当該事業を実施するものが知事が別に定める新規事業者の要件を満たす場合は、基本補助率に100分の5を加えた率)」に、「加算した」を「加

えた」に、「をいう。)に係る部分の経費」を「をいう。以下同じ。)に係る部分の経費(ウに掲げる経費を除く。)」に、「アに掲げる経費がこれに該当するときは、その経費を含む。」を「ウに掲げる経費を除く。」に、

		(2) 知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品を用いる場合は、当該製品の購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額(当該算出した額が4万円を超える場合は、4万円)
--	--	--

を

		ウ 横架材に係る部分の経費のうち、イに規定する調達に係る部分の経費に該当する部分の経費 100分の20 (2) 知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品を用いる場合は、当該製品の購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額(当該算出した額が4万円を超える場合は、4万円)
--	--	---

に、「知事が別に定める府内産木材に係る製品に係る部分の経費」を「直交集成板等(直交集成板その他知事が別に定める府内産木材に係る製品をいう。以下同じ。)に係る部分の経費(3)に掲げる経費を除く。)」に、

(2) 木製品型 ア 導入支援タイプ	商業施設、福祉施設その他の多数の者が利用する施設において使用する府内産木材を使用した製品の購入に要する経費その他の知事が別に定める経費	(2) 京の木流通モデル構築支援事業の適用を受ける事業者による府内産木材の調達として知事が別に定めるものの当該調達に係る部分の経費((1)に掲げる経費がこれに該当するときは、その経費を含む。) 100分の5 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該算出した額が100万円を超える場合は、100万円)以内の額。ただし、当該算出した額が2万5,000円未満となる場合は、補助の対象としない。
イ 開発支援タイプ	府内産木材を使用した製品の開発に要する経費その他の知事が別に定める経費	100万円以内

を

		(2) 京の木流通モデル構築支援事業の適用を受ける事業者による府内産木材の調達として知事が別に定めるものの当該調達に係る部分の経費((3)に掲げる経費を除く。) 100分の5 (3) 直交集成板等に係る部分の経費のうち、(2)に規定する調達に係る部分の経費に該当す
--	--	---

<p>(2) 木製品型導入支援型</p>	<p>商業施設、福祉施設その他の多数の者が利用する施設において使用する府内産木材を使用した製品の購入に要する経費その他の知事が別に定める経費</p>	<p>る部分の経費 100分の25</p> <p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が次に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定める額を超える場合は、当該定める額）以内の額。ただし、当該算出した額が2万5,000円未満となる場合は、補助の対象としない。</p> <p>(1) 知事が別に定める要件を満たす施設 300万円</p> <p>(2) (1)の施設以外の施設 100万円</p>
----------------------	--	--

に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。



京都府告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月29日から令和6年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 312号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から	前	m	m	旧道の区域の廃止
京丹後市久美浜町野中小字中ノ上ミ105を経て		最小 6.8 最大 47.0	941.5	延長 825.9m 幅員
京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで		最小 6.8m 最大30.5m		
京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から	後			予定日 令和6年4月1日
京丹後市久美浜町野中小字竹ノ下タ375の2を経て		最小 9.8 最大 53.5	1113.8	
京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで				

京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から	後	最小 9.8 最大 53.5	1113.8
京丹後市久美浜町野中小字竹ノ下タ375の2を経て			
京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで			

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 423号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀岡市西別院町笑路社谷3の1から	前	最小 11.3 最大 21.0	61.1
亀岡市西別院町笑路社谷4の2まで		最小 14.3 最大 32.3	
亀岡市曾我部町法貴東尾10の11から	前	最小 8.8 最大 13.4	30.2
亀岡市曾我部町法貴東尾10の10まで		最小 9.9 最大 26.6	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3(1) 道路の種類 府道

(2) 路線名 京都広河原美山線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南丹市美山町白石川添1の1(右)から 南丹市美山町芦生火ノ谷28を経て 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)まで	前	最小 30.8 最大 57.1	208.5	工事に伴う仮設道の廃止
南丹市美山町白石川添1の1(右)から 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)を経て 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)まで		最小 5.2 最大 64.6	281.7	
南丹市美山町白石川添1の1(右)から 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)を経て 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)まで	後	最小 5.2 最大 64.6	281.7	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 向島宇治線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市宇治里尻78の9から 宇治市宇治里尻78の9まで	前 後	最小 17.7 最大 21.2 最小 17.7 最大 21.2	5.3

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 5(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 野中小天橋停車場線
(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京丹後市久美浜町野中小字中ノ下モ303から 京丹後市久美浜町野中小字出合386まで	前	最小 5.4 最大 15.3	186.4	旧道の区域の廃止 廢道延長 136.7m 幅員
京丹後市久美浜町野中小字六反坪310の5から 京丹後市久美浜町野中小字出合386まで		後	最小 8.2 最大 15.3	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年3月29日から令和6年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 423号
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市西別院町笑路社谷3の1から 亀岡市西別院町笑路社谷4の2まで	令和6年3月29日
亀岡市曾我部町法貴東尾10の11から 亀岡市曾我部町法貴東尾10の10まで	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 京都広河原美山線
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)から 南丹市美山町芦生ヲクノ谷4の1(右)まで	令和6年3月29日

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
(2) 路線名 宮前千歳線
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市千代川町鳴瀧27の1から 亀岡市千代川町鳴瀧23の1まで	令和6年3月29日

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府

建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 向島宇治線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市宇治里尻78の9から 宇治市宇治里尻78の5まで	令和6年3月29日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 5(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 和東井手線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ前76 の4から 綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ前39 の1まで	令和6年3月29日

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第147号

公共井戸検査基準（平成4年告示第272号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

2の(2)を次のように改める。

(2) 検査方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）によるほか、残留塩素については、「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年厚生労働省告示第318号）によるものとする。



京都府告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業（昭和49年京都府告示第127号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年7月6日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



京都府告示第149号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和6年4月1日から供用を開始するもの及び能力を変更するもの並びに供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

令和6年3月29日
舞鶴港港湾管理者 京都府
代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 供用を開始する施設

種 類	位 置	名 称	数量及び能力	
防波堤	舞鶴市宇和田	和田防波堤1	延長	140.00m
			水深	-5.00m
〃	〃	和田防波堤2	延長	42.50m
			水深	-2.50m
物揚場	〃	和田物揚場	延長	50.00m
			水深	-2.00m
			天端高	D. L. +1.20m
船揚場	〃	和田船揚場	延長	5.00m
栈橋	舞鶴市宇竹屋	竹屋栈橋2	延長	70.50m
			水深	-1.5m
			天端高	D. L. +1.00m

2 能力を変更する施設

種 類	位 置	名 称	能 力	
			変更前	変更後
護岸	舞鶴市字魚屋	住吉入江護岸	延長 60.70m	延長 235.90m
〃	〃	竹屋棧橋取合護岸	延長 80.40m	延長 145.70m

3 供用を廃止する施設

種 類	位 置	名 称	数 量 及 び 能 力	
物揚場	舞鶴市字魚屋	住吉入江右岸物揚場	延長	175.20m
〃	〃	竹屋物揚場(1)	延長	65.30m
〃	舞鶴市字竹屋	竹屋物揚場(2)	延長	70.50m

公 告

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり高等学校の設置を令和6年3月11日認可した。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設置者	課 程	学 科	定 員	開 校 年 月 日
京都長尾谷高等学校	京都市伏見区深草佐野屋敷11の1	学校法人東洋学園	通 信 制	普通科	人 令 800 6. 4. 1	

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により八幡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- (2) 届出者の名称及び住所
アークランズ株式会社
三条市上須頃445番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出

令和5年10月16日

- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和6年3月29日から令和6年4月30日まで

- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ八幡店
八幡市欽明台北3番地1及び3
- (2) 届出者の名称及び住所
アークランズ株式会社
三条市上須頃445番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出

令和5年10月16日

- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和6年3月29日から令和6年4月30日まで

- 3(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミレやわた
八幡市八幡源氏垣外1の4
- (2) 届出者の名称及び住所
大信商事株式会社
吹田市桃山台三丁目1番7号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出

令和5年10月16日

- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和6年3月29日から令和6年4月30日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行については、令和6年3月18日認可した。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
大原野土地改良区営土地改良事業	薬師谷池2期



都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条の規定により、宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画、南丹都市計画、宇治田原都市計画及び丹波都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び南丹都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公聴会の日時及び場所

都市計画区域	対象市町	開催日時	場 所
宇治	宇治市、城陽市、久御山町、井手町	令和6年4月25日（木） 午後2時30分から 午後4時30分まで	城陽市立福祉センター
綴喜	八幡市、京田辺市	令和6年4月22日（月） 午後2時30分から 午後4時30分まで	京田辺市コミュニティホール
相楽	木津川市、精華町	令和6年4月24日（水） 午後2時30分から 午後4時30分まで	精華町交流ホール
南丹	亀岡市、南丹市	令和6年4月23日（火） 午後2時30分から 午後4時30分まで	亀岡市役所市民ホール
宇治田原	宇治田原町	令和6年4月25日（木） 午前10時から 正午まで	宇治田原町総合文化センター
丹波	京丹波町	令和6年4月23日（火） 午前10時から 正午まで	京丹波町役場会議室

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画の種類

ア 宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画、南丹都市計画、宇治田原都市計画及び丹波都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び南丹都市計画区域区分

(2) 都市計画の変更案の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

法第6条の規定による都市計画に関する基礎調査等で明らかとなった都市の発展の動向、人口及び産業の現状及び見通し等を勘案し、各都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目的として、当該方針に即して都市計画が適切に定められることとなるように変更する。

イ 区域区分

都市計画区域名	市町名	地 区 の 名 称	市街化区域に編入する面積 (ha)	市街化調整区域に編入する面積 (ha)	市街化区域への編入を保留する面積 (ha)
宇治都市計画区域	宇治市	①五ヶ庄戸ノ内	—	0.04	—
		②横島町石橋	6.9	—	—
		③安田町鶴飼田	—	—	20.3
	城陽市	①東部丘陵地長池	1.6	1.1	—
		②東部丘陵地青谷	3.7	3.4	—

	久御山町	①市田・林・佐古	24.9	—	—
		②東一口東島・モタレ	21.5	—	—
		③東一口モタレ・市田南観世	12.1	—	—
	井手町	①山城多賀駅西側	2.2	—	—
	小 計		72.9	4.54	20.3
綴喜都市 計画区域	八幡市	①八幡東 IC 周辺	2.7	—	—
		②戸津	23.4	—	—
	京田辺市	①京田辺松井 IC 周辺	11.6	—	—
		②南田辺西 1	61.2	—	—
		③南田辺西 2	—	—	3.9
		④南田辺東	—	—	37.7
		⑤大住	6.0	—	—
小 計		104.9	0.0	41.6	
相楽都市 計画区域	精華町	①狛田西 1	78.2	—	—
		②狛田西 2	—	—	37.8
		③蔭山・水落	1.4	—	—
		④狛田東	—	0.1	—
	小 計		79.6	0.1	37.8
南丹都市 計画区域	亀岡市	①篠 IC 周辺	10.2	—	—
		②篠町篠洗川	6.3	—	—
	南丹市	①城南町下サメ川	2.8	—	—
		②園部 IC 北	14.2	—	—
	小 計		33.5	0.0	0.0

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

都市計画 区域名	閲覧場所	閲覧期間
宇治	京都府建設交通部都市計画課、京都府山城北土木事務所、宇治市役所、城陽市役所、久御山町役場及び井手町役場	令和6年3月29日（金）から令和6年4月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
綴喜	京都府建設交通部都市計画課、京都府山城北土木事務所、八幡市役所及び京田辺市役所	
相楽	京都府建設交通部都市計画課、京都府山城南土木事務所、木津川市役所及び精華町役場	
南丹	京都府建設交通部都市計画課、京都府南丹土木事務所、亀岡市役所及び南丹市役所	
宇治田原	京都府建設交通部都市計画課、京都府山城北土木事務所及び宇治田原町役場	

丹波	京都府建設交通部都市計画課、京都府南丹土木事務所及び京丹波町役場	
----	----------------------------------	--

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

ア 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部都市計画課

イ 提出期限

令和6年4月12日(金)午後5時15分必着

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べることができる。ただし、知事が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができる。ただし、会場の収容人員を超えた場合など、入場制限や傍聴の中止を行うことがある。

6 公聴会の中止等

公述申出がない場合、公聴会は、開催しない。

また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがある。

別記様式

公 述 申 出 書

令和6年3月29日付け京都府公報第498号に登載された 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域区分)の変更案に対して意見を述べたいので申し出ます。

令和6年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

公述申出人
郵便番号

住 所 (電話)

ふりがな
氏 名

意見の要旨及びその理由 別紙のとおり

注1 「意見の要旨及びその理由」の作成に当たっては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨及びその理由を区分して、横書きにより記載してください。

2 公述の申出に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)に基づき、公聴会の開催以外の目的に利用することや提供することはありません。



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和6年3月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 6. 3. 13	渡邊 隆	二級建築士	第9047号	第2号該当

教 育 委 員 会

京都府教育委員会告示第1号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第52条第3項及び京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により別表に掲げる有形文化財を京都府暫定登録有形文化財に登録する。

令和6年3月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

別表 京都府暫定登録有形文化財

(1) 建造物

名称	員数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
皇大神社本殿	1棟	桁行三間、梁行二間、神明造、茅葺	皇 大 神 社	福知山市大江町 内宮小字宮山 217	福知山市大江町 内宮小字宮山
皇大神社脇宮天手 力雄神社本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、茅葺	〃	〃	〃
皇大神社脇宮栲機 千千姫神社本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、茅葺	〃	〃	〃
皇大神社神楽殿	1棟	桁行 15.8 メートル、梁行 4.6 メートル、入母屋造、南面・西面下屋附属、金属板葺	〃	〃	〃
豊受大神社本殿	1棟	桁行三間、梁行二間、神明造、茅葺	豊 受 大 神 社	福知山市大江町 天田内小字東平 178 の 2	福知山市大江町 天田内小字東平
豊受大神社別宮多 賀神社本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、拝所 一間、切妻造、妻入、金属板葺	〃	〃	〃
豊受大神社別宮土 之神社本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、拝所 一間、切妻造、妻入、金属板葺	〃	〃	〃
豊受大神社別宮月 読宮本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、拝所 一間、切妻造、妻入、金属板葺	〃	〃	〃
豊受大神社別宮風 之神社本殿	1棟	桁行一間、梁行二間、神明造、拝所 一間、切妻造、妻入、金属板葺	〃	〃	〃

豊受大神社神楽殿	1棟	桁行 17.7メートル、梁行 3.9メートル、入母屋造、南面・東面・西面 下屋附属、金属板葺	豊 受 大 神 社	福知山市大江町 天田内小字東平 178の2	福知山市大江町 天田内小字東平
----------	----	---	-----------	-----------------------------	--------------------

(2) 美術工芸品

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
絵 画	紙本墨画淡彩山水図 岸連山筆	4面	自 得 寺	綾部市物部町北馬場 28
絵 画	紙本墨画淡彩竹林七賢図 岸連山筆	4面	〃	〃
絵 画	紙本墨画淡彩象に唐子遊図 岸連山筆	4面	〃	〃
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1幅	大 谷 寺	宮津市字大垣 88
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1幅	国 清 寺	宮津市字金屋谷 486
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1幅	盛 林 寺	宮津市字喜多 696
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1幅	禪 海 寺	宮津市字日置 4335
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1幅	如 願 寺	宮津市字宮町 73
絵 画	絹本著色愛染明王像	1幅	松 尾 寺	舞鶴市字松尾 532
絵 画	絹本著色薬師十二神将像	1幅	〃	〃
彫 刻	木造薬師如来坐像	1軀	溝 川 区	京丹後市網野町島津 867
彫 刻	厨子入木造阿弥陀如来立像	1軀	縁 城 寺	京丹後市峰山町橋木小字山内 873
彫 刻	木造大日如来坐像	1軀	〃	〃
彫 刻	木造女神坐像（伝大宮壳神像）	1軀	大 宮 壳 神 社	京丹後市大宮町周枳 1020
彫 刻	木造女神坐像（伝若宮壳神像）	1軀	〃	〃
彫 刻	木造薬師如来坐像（願成寺伝来）	1軀	興 隆 寺	綾部市志賀郷町町ノ下 1
彫 刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像（願成寺伝来）	3軀	〃	〃
彫 刻	木造獅子狛犬	1対	皇 大 神 社	福知山市大江町内宮小字宮山 217
彫 刻	木造男神坐像（御霊神社安置）	1軀	清 瀧 宮	宇治市西笠取黒出 36
彫 刻	木造男神坐像（御霊神社安置）両脚部欠	1軀	〃	〃
彫 刻	木造地藏菩薩立像 宗貞作	1軀	大 徳 寺	京田辺市東西神屋 63 の 1
彫 刻	木造釈迦如来及び両脇侍坐像	3軀	常 念 寺	木津川市加茂町里小田 22
彫 刻	木造地藏菩薩立像	1軀	〃	〃
書跡・ 典籍	紺紙金字法華経 附 経箱 1合 天文三卯月五日賢忠等の銘がある	8巻 附 1合	成 相 寺	宮津市成相寺 339

古文書	蒲入区有文書	277 点	蒲 入 区	与謝郡伊根町蒲入 1379
古文書	出角区有文書	1,587 点	出 角 区	京丹後市久美浜町出角 290
古文書	丹後織物工業組合文書	10 卷	丹 後 織 物 工 業 組 合	京丹後市大宮町河辺 3188
考 古	組合式土器棺 宝蔵山 4 号墳出土	1 基	京 都 府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
考 古	飛禽文鏡 成山 2 号墳出土	1 面	〃	〃



京都府教育委員会告示第 2 号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第 7 条第 1 項の規定により別表 1 に掲げる有形文化財を京都府指定有形文化財に指定し、同条例第30条第 1 項の規定により別表 2 の左欄に掲げる無形文化財を京都府指定無形文化財に指定し、同条第 2 項の規定により同表右欄に掲げる保持者を当該京都府指定無形文化財の保持者に認定する。

令和 6 年 3 月 29 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

別表 1 京都府指定有形文化財

(1) 建造物

名称及び員数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
且椋神社本殿 1 棟	二間社流造、こけら葺 附 覆屋 1 棟 桁行正面五間背面六間、梁行六間、一重、切妻造、棧瓦葺 棟札 1 枚 造立寛文十二天壬子卯月吉日の記がある	且 椋 神 社	城陽市観音堂小字 甲畑 1 の12	城陽市観音堂小字 甲畑
天満神社本殿 1 棟	一間社流造、檜皮葺 附 棟札 13枚 造立上葺万治二年己亥八月吉日の記があるもの 1 上葺貞享四年丁卯八月吉日の記があるもの 1 上葺修理享保第四己亥年二月吉日の記があるもの 1	天 満 神 社	城陽市大字市辺小 字城下88	城陽市大字市辺小 字城下

	新築石壇享保十七壬子年二月二十五日 の記があるもの 1 上尊修理寛延第三庚午載三月吉祥日の 記があるもの 1 再興箱棟台石御殿彩色安永四乙未年四 月吉祥日の記があるもの 1 修覆寛政三辛亥年十二月十九日の記が あるもの 1 上尊修理文化九年甲四月吉祥日の記が あるもの 1 修理嘉永第五壬子八月二十日の記があ るもの 1 再興嘉永五子歳八月吉祥日の記がある もの 1 修覆明治十三年辰五月一日の記がある もの 1 大正十二年十二月の記があるもの 1 昭和四十五年五月の記があるもの 1 獅子口 2個			
--	---	--	--	--

(2) 美術工芸品

種 別	名 称 及 び 員 数	所 有 者	所有者の住所
絵 画	絹本著色五智如来像 1幅	大 智 寺	木津川市木津雲村 42 の 1
絵 画	酬恩庵方丈障壁画 狩野探幽筆 43面 附 紙本墨画太湖石図 原在中筆 2面 紙本金地著色梅松図 2面	酬 恩 庵	京田辺市薪里ノ内 102
彫 刻	木造阿弥陀如来坐像 1軀	了 蓮 寺	京都市左京区田中門前町 103 の 23
彫 刻	木造阿弥陀如来立像 1軀	佛 性 寺	宮津市金屋谷 879
古 文 書	岡田国神社文書 76点 附 文書箱 1合 万延二年二月の墨書銘がある	中 岡 英 文	木津川市木津八色 51

別表2 京都府指定無形文化財

左欄		右欄	
区 分	名 称	保 持 者 名	保持者住所
染 織	穀 織	海老ヶ瀬順子	綾部市白道路町北口 57 の 1



京都府教育委員会告示第3号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第8条第3項の規定により、次の京都府指定有形文化財の指定は令和6年1月19日付けで解除された。

令和6年3月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

名 称	員 数	指 定 告 示
尾藤家住宅 主屋 奥座敷棟 内蔵 新座敷棟 雑蔵 新蔵 米蔵 奥蔵	8 棟	平成14年京都府教育委員会告示第3号
宮津カトリック教会聖ヨハネ天主堂	1 棟	令和3年京都府教育委員会告示第8号



京都府教育委員会告示第4号

京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）第9条第2項の規定により、次の京都府登録有形文化財の登録は、令和6年3月29日付けで取り消された。

令和6年3月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

名 称	員 数	登 録 告 示
且椋神社本殿	1 棟	昭和58年京都府教育委員会告示第3号
天満神社本殿	1 棟	〃



京都府教育委員会告示第5号

京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第6条第2項の規定により、次の京都府暫定登録有形文化財の登録は、令和6年3月29日付けで取り消された。

令和6年3月29日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

名 称	員 数	登 録 告 示
木造阿弥陀如来立像 仏性寺所有	1 軀	令和2年京都府教育委員会告示第1号
絹本著色五智如来像	1 幅	令和5年京都府教育委員会告示第1号
岡田国神社文書 附文書箱1合	65 点	〃

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

令和6年3月29日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第2号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員
会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3 社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋地域密着
型特別養護老人ホームおんまえどおりの項の次に次のよ
うに加える。

株式会社チャーム・ケア・コ ーポレーション介護付有料老 人ホームチャームスイート京 都立本寺	同 上京区七本松通仁和寺 街道上る一番町107
---	----------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

京都府選挙管理委員会告示第21号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の
報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員
会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

表福知山市の項中

牧公民館	同 字牧450の2	〃 50. 2. 20
三岳会館	同 字一の宮563	〃 58. 1. 24
一ノ宮教育集会所	同 字一ノ宮921	〃 3. 2. 1
平野町集会所	同 東平野町162	〃 3. 2. 1
土師新町南公会堂	同 土師新町1丁目116	〃 3. 2. 1
土師新町東公会堂	同 土師新町3丁目94の1	〃 3. 2. 1
土師町公会堂	同 字土師117の4、23の 1	〃 3. 2. 1
十三丘集会所	同 字下小田670の1	〃 3. 2. 1
生活改善センター 萩原会館	同 字萩原631	〃 3. 2. 1
多目的集会施設天 座会館	同 字天座837	〃 3. 2. 1
多目的集会施設六 十内会館	同 字上小田2858	〃 3. 2. 1
多目的集会施設金 山会館	同 字上野条773の1	〃 3. 2. 1
多目的集会施設佐 賀会館	同 大字私市小字上り立24 の6	〃 3. 2. 1

及び

駒場新町公民館	同 駒場新町1丁目58番地	〃 11. 1. 1
---------	------------------	------------

を削り、「福知山市山村開発センター（三和荘）」を「三
和荘」に、「三和町寺尾小字権現4番地」を「三和町寺
尾8004番地の丙」に、「夜久野町板生2281番地」を「夜
久野町板生2738番地の4」に改め、同表木津川市の項中

福祉センター相楽会館	京都府木津川市 木津上戸15番地	昭58. 5. 2
木津川市加茂青少年センター	同 加茂町里中森101番地	〃63. 12. 6

を

木津川市加茂青少年センター	京都府木津川市 加茂町里中森101番地	昭63. 12. 6
---------------	------------------------	------------

に改める。

海区漁業調整委員会

京都海区漁業調整委員会指示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、京都府海域における火光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 29 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭 矢 護

（経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容）

1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	京丹後市経ヶ岬突端正北の2海里の点と舞鶴市沖ノ島北端及び大飯郡おおい町鋸埼突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺（水深100メートル以浅）の海域のうち、次に掲げる海域 (1) 次のA1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8及びA9の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 A1 北緯35度33.48分 東経135度29.20分 A2 北緯35度34.07分 東経135度29.51分 A3 北緯35度37.03分 東経135度29.75分 A4 北緯35度37.61分 東経135度26.92分 A5 北緯35度37.10分 東経135度25.15分 A6 北緯35度36.41分 東経135度24.27分	(1)及び(2)の海域：火光使用禁止 (3)の海域：3キロワット以内の電球3個以内

- A7 北緯35度35.75分
東経135度24.08分
- A8 北緯35度34.79分
東経135度24.62分
- A9 北緯35度34.44分
東経135度25.53分

(2) 次のB1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8、B9、B10、B11、B12、B13、B14、B15、B16、B17及びB18の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(ただし、共同漁業権京共第22号の区域については、9月1日から翌年5月31日までの間に限る。)

- B1 北緯35度33.97分
東経135度23.90分
- B2 北緯35度34.69分
東経135度23.75分
- B3 北緯35度35.40分
東経135度22.70分
- B4 北緯35度35.41分
東経135度21.81分
- B5 北緯35度34.61分
東経135度19.63分
- B6 北緯35度34.18分
東経135度18.92分
- B7 北緯35度36.79分
東経135度17.28分
- B8 北緯35度37.61分
東経135度17.68分
- B9 北緯35度38.12分
東経135度19.43分
- B10 北緯35度40.02分
東経135度20.20分
- B11 北緯35度42.26分
東経135度20.53分
- B12 北緯35度45.16分
東経135度18.78分
- B13 北緯35度45.48分
東経135度17.63分
- B14 北緯35度46.38分
東経135度17.42分
- B15 北緯35度47.19分
東経135度16.37分
- B16 北緯35度47.50分
東経135度15.30分
- B17 北緯35度47.17分
東経135度14.16分
- B18 北緯35度46.51分
東経135度13.65分

(3) (1)及び(2)を除く海域

2	北緯35度54.19分の線以南の海域（1の項の海域を除く。）	3キロワット以内の電球12個以内
3	北緯35度54.19分の線から、いか釣り漁業禁止区域線（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第4	3キロワット以内の電球18個以内

いか釣り漁業の項 1 の口の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海域

(経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域 (1) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6 及び C7 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 C1 北緯35度40.59分 東経134度58.21分 C2 北緯35度41.86分 東経134度57.59分 C3 北緯35度42.01分 東経134度56.85分 C4 北緯35度41.57分 東経134度56.18分 C5 北緯35度40.97分 東経134度56.21分 C6 北緯35度40.18分 東経134度57.03分 C7 北緯35度40.35分 東経134度57.83分 (2) 次の D1、D2、D3、D4、D5 及び D6 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 D1 北緯35度38.91分 東経134度54.06分 D2 北緯35度39.14分 東経134度54.67分 D3 北緯35度40.74分 東経134度55.37分 D4 北緯35度41.32分 東経134度54.56分 D5 北緯35度41.32分 東経134度51.83分 D6 北緯35度39.47分 東経134度52.05分 (3) (1)及び(2)を除く海域	(1)及び(2)の海域：火光使用禁止 (3)の海域：3 キロワット以内の電球 3 個以内
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球12個以内
3	水深200メートルを超え、いか釣り漁業禁止区域線（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第4いか釣り漁業の項 1 の口の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。）までの海域	3 キロワット以内の電球18個以内

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(廃止)

4 令和 3 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 67 号は、廃止する。



京都海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定により、京都府海域における油餌を使用する釣漁法及びはえなわ漁業について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 29 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭 矢 護

(指示の内容)

1 油餌（油いかその他油性物を利用した餌又はその擬似をいう。）を使用する釣漁法及びはえなわ漁業を行ってはならない。

(指示の有効期間)

2 この指示の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(廃止)

3 令和 3 年 3 月 30 日付け京都海区漁業調整委員会指示第 68 号は、廃止する。